

技能実習制度運用要領の一部改正について

平成 29 年6月1日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた技能実習制度運用要領については平成 29 年4月7日に公表したところですが、他制度の改正を踏まえるとともに、文言の適正化等の観点から、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改訂版要領)	改正箇所	現行	改正
1	P12	⑤技能実習計画の 認定申請	※ 在留期間の満了日までに第2号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあつては、特例措置により申請の可否が判明するまで一定期間日本に滞在することは認められますが、第1号技能実習計画は既に終了していることから、技能実習生として技能実習に 従事することはできない 点に注意が必要です。	※ 在留期間の満了日までに第2号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあつては、特例措置により申請の可否が判明するまで一定期間日本に滞在することは認められますが、第1号技能実習計画は既に終了していることから、技能実習生として技能実習に 従事することはできない 点に注意が必要です。

2	P15	⑤技能実習計画の認定申請	<p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の3か月前まで(第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行う必要があります。(中略)</p> <p>※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、第2号技能実習が終了後、1か月以上の帰国した後、速やかに「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。</p>	<p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前まで(第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行う必要があります。(中略)</p> <p>※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、第2号技能実習が修了後、1か月以上の帰国した後、速やかに「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。</p>
3	P17	①許可申請	<p>① 許可申請 (略)</p> <p>技能実習生と実習実施者との間の雇用契約の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。</p>	<p>① 許可申請 (略)</p> <p>技能実習生と実習実施者との間の雇用関係の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。</p>
4	P37	第1 技能実習計画の認定	<p>※ 申請書のほか、各様式用の紙の右肩に記載されたアルファベットについては、技能実習の区分により、以下のとおり分類しているものです。</p>	<p>※ 申請書のほか、各様式用の紙の左肩に記載されたアルファベットについては、技能実習の区分により、以下のとおり分類しているものです。</p>
5	P54	【確認対象の書類】	<p>・規則第 10 条第2項第3号チの立証に関し必要な書類</p>	<p>・再度同じ段階の技能実習を行う理由書(様式自由)及び規則第 10 条第2項第3号チの立証に関し必要な書類</p>
6	P59	【確認対象の書類】	<p>・技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書(参考様式第1-10号)</p>	<p>・技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書(参考様式第1-10号)</p> <p>* 団体監理型技能実習の場合</p>

7	P67	第6 修得等をした技能等の評価に関するもの	○ 技能実習生が修得等をした技能等の評価は、技能実習生の技能検定等の受検(移行対象職種・作業に係るものである場合)又は技能実習指導員による技能実習計画の目標が達成されているかどうかの確認(移行対象職種・作業に係るものでない第1号技能実習の場合)によって行います。	○ 技能実習生が修得等をした技能等の評価は、技能実習生の技能検定等の受検(移行対象職種・作業に係るもので技能検定等の合格に係る目標を定めている場合)又は技能実習指導員による技能実習計画の目標が達成されているかどうかの確認(移行対象職種・作業に係るものでない第1号技能実習の場合等)によって行います。
8	P91	第11 優良な実習実施者に関する者表中②技能実習を行わせる体制	I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴 II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴 II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴
9	P95	(2)技能実習を行わせる体制に関するもの	○ なお、講習の整備から1年後以降において評価項目とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。 (追記)	○ なお、講習の整備から1年後以降において、評価項目とするものでありそのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。 また、「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。
10	P122	4 技能実習の内容 (特記事項欄【全く別の技能実習への変更】の項)	・ 認定を受けた技能実習計画に記載された職種・作業の技能実習を中止して、全く別の職種・作業の技能実習を行おうとする場合には、変更認定の対象とならず、新規の技能実習計画の認定が必要。	・ 通常想定されているものではないが、認定を受けた技能実習計画に記載された職種・作業の技能実習を中止して、全く別の職種・作業の技能実習を行おうとする場合には、変更認定の対象とならず、新規の技能実習計画の認定が必要。
11	P146	【留意事項】	報告事項とされている行方不明者率が20%以上又は3人以上の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対	報告事項とされている行方不明者率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対

			し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書(様式自由)を提出することが必要となります。	し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書(様式自由)を提出することが必要となります。
12	P159	【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 監理団体の業務に係る規程の写し ・ (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 監理団体の業務の運営に関する規程の写し ・ (略)
13	P172	(13)監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの	○ 監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務大臣・厚生労働大臣告示第2号。以下「指針」という。)に規定された事項が遵守されることが分かる内容であることが必要です。	○ 監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号。以下「指針」という。)に規定された事項が遵守されることが分かる内容であることが必要です。
14	同上	【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 監理団体の業務の運営に係る規程の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 監理団体の業務の運営に関する規程の写し
15	P178	<外部役員を置く方法>	① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役又は過去5年以内の役職員	① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
16	P179	<外部監査の措置を講じる方法>	○ また、外部監査人は、その「外部」性を担保する観点から、以下のような者であってはならないこととされています。 ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役又は過去5年以内の役職員	○ また、外部監査人は、その「外部」性を担保する観点から、以下のような者であってはならないこととされています。 ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
17	P185	第7 優良な監理団体に関するもの 表中①団体監理型	Ⅲ 過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講習受講歴	Ⅲ 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講習受講歴

		技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制		
18	P188	(1)技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制に関するもの	○(略) なお、講習の整備から1年後以降において評価項目とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。 (追記)	○(略) なお、講習の整備から1年後以降において評価項目とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。 また、「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。
19	P189	18行目	④に関し全ての帰国後技能実習生に関して就職先を把握していることまでが必要なわけではありませんが、少なくとも全ての送出機関と連携して就職先の把握の取組みを行っていることが求められます。	④に関し全ての帰国後技能実習生に関して就職先を把握していることまでが必要なわけではありませんが、少なくとも全ての送出機関と連携して就職先の把握の取組みを行っていることが求められます。
20	p194	(2)監理事業を行う事業所に関するもの	○ 監理事業を行う事業所について、所在地、面積、構造、設備等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 (略) ② 事業所として適切であること ・ 監理事業に使用し得る面積が、おおむね 20㎡以上であること。 ・ 団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の個人的秘密を保持し得る構造であること。	○ 監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 (略) ② 事業所として適切であること ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応すること

				<p>が可能である構造を有すること。</p> <p>ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。</p> <p>(a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等と同室にならずに対面で技能実習に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じること。</p> <p>(b) 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない技能実習に関する職業紹介を行うこと。</p> <p>(c) 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。</p>
21	P200	第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由	① 監理団体の許可を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された者の法人の役員であった者を含む。)等(法第26条第2号、第3号及び第5号ハ・ニ)	① 監理団体の許可を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された者の役員であった者を含む。)等(法第26条第2号、第3号及び第5号ハ・ニ)
22	P202	【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し * 申請者が法人の場合 * 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し(削除) * 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。
23	P206	第4節 職業安定法の特例等	○ なお、監理団体が行う技能実習職業紹介については、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報等の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務大臣・厚	○ なお、監理団体が行う技能実習職業紹介については、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報等の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚

			厚生労働大臣告示第2号)に具体的な留意点等を定めていますので、併せて御参照ください。	生労働省告示第2号)に具体的な留意点等を定めていますので、併せて御参照ください。
24	P211	第6節 許可証	○(略)申請に際して、正本1通及び副本1通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。	○(略)申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。
25	P221	表 監理団体の変更届出 11 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (特記事項欄)	・ 変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。	・ 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習を新たに行わせようとする場合については、変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。
26	P223	20 技能実習生に対する相談体制の概要 (添付資料欄)	【新たな国又は地域から技能実習生の送り出しを受けると、相談対応言語の追加を要する場合】 ・ 申請者の概要書	(削除) ・ 申請者の概要書
27	P279	第1節 実習実施者、監理団体等への指導・助言等	○(略)このため、主務大臣やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています(法第51条、P253参照)。	○(略)このため、主務大臣やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています(法第50条、P253参照)。
28	別紙②	5-1 (書類の追加)	—	5 直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し 6 直近2事業年度の法人税の納税証明書 以下番号を2つずつ繰り下げ

29	同上	5-2 (番号)18 (必要な書類欄)	外国の所属機関による証明書及び誓約書(企業 単独型技能実習)	外国の所属機関による証明書(企業単独型技能 実習)
30	同上	5-3 (番号)24 (技能実習の区分 欄)	B・C・E・F欄 ○1	B・C・E・F欄 ○2
31	同上	5-3 (番号)28, 29 (様式番号欄)	参考契約書例	様式自由
32	同上	5-3 (番号)29 (技能実習の区分 欄)	E・F欄 ○1	E・F欄 ○2
33	別紙③	3-2 (番号)23 (必用な書類欄)	監理責任者の社会保険・労働保険の加入状況を 証する書類(健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書の写しなど)	監理責任者の社会保険・労働保険の加入状況を 証する書類(健康保険等の被保険者証など)
34	別紙③	3-3 (番号)32~37	(番号)32 外国の送出国機関が送出国の技能実 習制度関係法令に従って技能実習に関する事業 を適法に行う能力を有する書類 (番号)33~37	(番号)33 外国の送出国機関が送出国の技能実 習制度関係法令に従って技能実習に関する事業 を適法に行う能力を有する書類 (番号)34~38
35	別紙⑤	第2 求人	1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実 習に関するもの限り、いかなる求人の申込みに ついてこれを受理します。	1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実 習に関するもの に 限り、いかなる求人の申込み についてもこれを受理します。
36	同上	第3 求職	2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等 (団体監理型技能実習生又は団体監理型技 能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。) 又はその代理人(外国の送出国機関から求職の	2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等 (団体監理型技能実習生又は団体監理型技 能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。) 又はその代理人(外国の送出国機関から求職の

			申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国(機関)から、所定の求人票によりお申込みください。	申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国(機関)から、所定の求職票によりお申込みください。
37	同上	第7 監理費の徴収	4 監理費(監査指導費)は、入団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。	4 監理費(監査指導費)は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
38	別紙⑧	参考様式第1-1号 (1 申請者の概要 注意3の項)	3 ⑤は、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除いた実習実施者全体の職員数を記載すること。	3 ⑤は、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除いた実習実施者全体の職員数(役員を含む。)を記載すること。
39	同上	参考様式第1-12号	—	(以下の記載を追記) 上記の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。
40	同上	参考様式第1-18号 (2 食費 注意2の項)	③が「食事の調理・提供」の場合:材料費、水道光熱費、人件費等の費用の提供を受ける者(技能実習生のみに限られない。)の人数で除した額	③が「食事の調理・提供」の場合:材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者(技能実習生のみに限られない。)の人数で除した額
41	同上	参考様式第1-25号 (注意 1の項)	1 申請者が技能実習計画の認定を受けて現に技能実習を行わせている全ての技能実習生を記載すること。	1 申請者が技能実習計画の認定を受けて現に技能実習を行わせている全ての技能実習生を記載すること。(旧制度により受け入れている技能実習生及び入国予定者を含む。)
42	同上	参考様式第2-1号 (1 申請者の概要 注意2の項)	2 ⑥は、外国にある事業所に所属する常勤の職員を除いた法人全体の職員数を記載すること。	2 ⑥は、外国にある事業所に所属する常勤の職員(役員を含む。)を除いた法人全体の職員数を記載すること。

43	同上	参考様式 第2-14号 項目1	1 団体監理団体型技能実習の実施状況の監査 その他の業務を行う体制	1 団体監理型技能実習の実施状況の監査その 他の業務を行う体制
44	同上	参考様式 第4-2号 (注意2の項)	技能実習生に従事させた業務の欄は、技能実習 計画の実習実施予定表と対応関係が分かるよう に記載すること。	技能実習生に従事させた業務の欄の右欄は、技 能実習計画の実習実施予定表(別記様式第1号 第4面から第6面まで)の技能実習の内容欄の番 号を記載すること。